

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際連合環境計画(UNEP)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合環境計画(UNEP)	
3 拠出先の概要	
<p>UNEPは1972年6月の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議(決議 2997(XXVII))に基づき設立。環境分野全般の国際的な政策形成や協力・支援を行う国連唯一の組織。</p> <p>本部所在地はナイロビ(ケニア)。地域事務所はバンコク、ジュネーブ、パナマシティ、ワシントン D.C.、バーレーン。最高意思決定機関は国連環境総会(UNEA)。加盟国数は193(国連加盟国数)。</p>	
4 (1)本件拠出の概要	
<p>本件拠出は、UNEPの事務局運営や主要な活動に使用される環境基金への拠出。これによりUNEP事務局の適切な運営が図られ、環境系条約や他の国際機関と連携しつつ、国際社会の地球環境問題対策への取組が促進される。(UNEPには他に加盟国による分担金や義務的拠出金はなく、この拠出金が実質的なコア予算拠出である。)</p>	
4 (2) 本件拠出の形態	<input checked="" type="checkbox"/> コア拠出 <input type="checkbox"/> ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	24,396 千円
<p>日本の環境基金への拠出(コア拠出のみ)順位は14位(環境省からの拠出金(166,111千円)も含む)。なお、令和元年度は12位。上位5か国はオランダ(拠出率12.6%)、ドイツ(11.2%)、米(10.9%)、フランス(10.2%)、ベルギー(6.1%) 参考:日本(2.3%)</p>	
令和3年度当初予算額	24,553 千円
環境省の拠出金は114,000千円の予定。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ケニア日本国大使館、在タイ日本国大使館、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
<p>本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」、「測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた</p>

取組の推進」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 443～445 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

- ・ UNEP は国連において環境分野を唯一専門的に扱う総合調整機関であり、環境課題の特定、関係機関との環境政策等の調整、情報分析・提供、途上国の能力形成等を実施。個別の環境課題を扱う多国間環境条約の事務局としての機能も担っている。
- ・ 近年の環境問題は新型コロナの発生においても指摘されているとおり、人間と自然環境との関わりや、経済活動、貿易、自然環境等を分野横断的に取り組む必要があり、他の分野を専門とする国際機関等との連携の促進が求められている中、UNEP の調整役としての役割が増大している。
- ・ さらに、地球環境問題の解決は一か国のみでは達成し得ない課題。問題に対する有効な施策の立案に際しては、地球環境課題を設定する主導的かつ中立的な機関である UNEP による取組が不可欠。UNEP は国連全加盟国がメンバーであるということも加味して、日本が積極的にイニシアティブを発揮している環境分野において、国際的な影響力を行使し、他国の協力を取り付けていく上で非常に有用である。
- ・ 特に、日本と UNEP が近年協力体制を強化している分野でもある海洋プラスチックごみ問題においては、関係諸国の協力や取組の方向性を整理し、地域的に効率よく問題に対処していくためにも UNEP の関与は重要であり、日本が大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの着実な実施を進めていく上で、UNEP は必要不可欠な役割を担っている。国連環境総会(UNEA)によって UNEP に設置された海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合(AHEG)において日本はアジア・太平洋地域の議長を務めており、AHEG を通じて情報発信・行動強化支援のためのマルチステークホルダープラットフォームを活用し、日本の外交・環境政策上重要な地球規模課題への取組を UNEP において実現している。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

- ・ UNEP 本部の所在するナイロビにおいて、駐ケニア日本国大使が日本の常駐代表を務めており、UNEP の最高意思決定機関である国連環境総会(UNEA)で意思決定される事項の準備組織としての役割を担う常駐代表委員会(国連5地域から選出される理事が主導)とその関連会合等に出席の上、意思決定に関与している。また、原則2年ごとに開催される UNEA において、日本から政府代表団を派遣し、閣僚級会合におけるスピーチや各決議案における主要交渉国として、各種意思決定に関与している。国連環境総会(UNEA)によって UNEP に設置された海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合(AHEG)において日本はアジア・太平洋地域の議長及び第4回最終会合においては全体会合の議長も務めた。

1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等

- ・ UNEP と日本政府の間では 2012 年以降原則毎年政策対話が開かれている。事務局長・局長級は年に1回程度、アジア太平洋地域事務所長は年3回程度来日。2020 年は新型コロナの影響により中止。
- ・ 定期政策対話以外にも、UNEP の事務局長等、幹部の来日等の機会を捉え協議を定期的実施。これらの機会は、国際社会による地球環境問題への取組に関する日本・UNEP 間の情報交換に資するとともに、日本の環境政策と技術を国際的に発信・展開するためにも有益である。また、これらの機会を利用し、日本人職員の採用についても直接働きかけを実施している。2020 年1月、アンダーセン UNEP 事務局長は石原宏高環境副大臣と会談し、第7回アフリカ開発会議(TICAD)で合意されたアフリカのきれいな街プラットフォームに対して UNEP として支援することを確認した。また、石原副大臣は、UNEP の海洋プラスチック関連の取組に対して日本として引き続きサポートすることを表明した。

- ・ 2020年9月、アンダーセン事務局長は外務省の小野啓一地球規模課題審議官と電話会議を行い、UNEPと日本政府との協力関係を引き続き強化していくことで一致した。
- ・ 2020年12月、アンダーセン事務局長は東京で開催した地球環境行動会議(GEA)の国際会議において、「環境と経済の統合：環境と発展の両立に向けて」のテーマのもと、開会セッションにおいてビデオスピーチを行った(当初は実際に会議に出席し、基調講演を行う予定だったがコロナウイルスの拡大により予定変更。)。本会議は天皇皇后両陛下の御臨席の下、菅総理大臣も出席した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

- ・ UNEPは日本の企業やNGOとの協力や連携も積極的に進めている。例えばUNEP金融イニシアティブ(UNEPと世界各地の銀行・保険・証券会社等とのパートナーシップ)では、全署名機関数355のうち日本署名機関は16社。持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)との協力も実施している。
- ・ 日本企業：DOWAホールディングス(株)の現地事業との協力(リサイクル業含む廃棄物処理)。野村興産株式会社との協働(水銀回収業務)。ダイキン工業(株)や前川製作所とワークショップや技術紹介を長期にわたり継続して実施(モントリオール議定書下の冷媒管理)。(一社)ピリカとの共同プロジェクトを実施。
- ・ 環境調査や環境技術移転を専門とする日本企業(例：いであ(株)、(株)エックス都市研究所、)との連携も強固。企業への環境施策やSDGs促進のための助言も行っており、その成果の一つがトヨタ「環境報告書2020」に紹介された。
- ・ 研究機関、財団：主に(公財)地球環境戦略研究機関、(公財)自然エネルギー財団、アジア大気汚染研究センター等と活発に連携。
- ・ メディアとの連携：日本放送協会、日本経済新聞社、朝日新聞社、読売新聞社等、各種メディアツアーへの参加や、UNEP幹部へのインタビュー、UNEPの活動に焦点を当てた報道が含まれる。
- ・ 地方自治体：水銀汚染対策で水俣市・水俣環境アカデミアと、プラごみ汚染対策で北九州市・北九州市エコタウンセンターとアジア・太平洋地域の国や都市対象の技術支援を実施。
- ・ 日本でのUNEPの活動周知支援及び、ステークホルダーとの連携強化を目的として活動する、(一社)日本UNEP協会が2015年に発足(2020年11月現在、27企業が会員)。会員企業からの支援も行われており、2020年には、カシオ計算機株式会社より水銀による土壌汚染問題に関する取組に対する支援を受けた。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

- ・ UNEPは地球環境課題を設定する主導的な機関及び多国間条約設定の専門機関。2012年に、それまで58か国の理事国で構成されていた管理理事会を強化する形で、全ての加盟国が参加するUNEAを開催する事を決定。UNEP及びUNEAは、日本が積極的にイニシアティブを発揮している環境分野(循環型社会の促進、海洋プラスチック対策、資源利用の効率化、生物多様性)において、国際的な影響力を行使し、他国の協力を取り付けていく上で非常に有用である。実際に、第4回UNEAでは、日本がノルウェー、スリランカと共同提案した海洋プラスチックごみ対策に関する決議が採択され、UNEPにおける同対策のあり方に日本の考え方を広く反映させた。同決議案及び決議に関連したUNEPの役割は、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組みにおいても言及されており、日本が海洋プラスチックごみ問題においてリーダーシップを発揮していくためにも、UNEPとの協力が不可欠である。
- ・ また、UNEPはオゾン層の保護のためのウィーン条約やモントリオール議定書のオゾン事務局、有害廃棄物や化学物質の国際管理にかかるバーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約の事務を行う3条約合同事務局、水銀に関する水俣条約の水俣条約事務局等、多数の多国間条約やパートナーシップのホスト機関として、各条約の活動を支えているほか、生物多様性条約や絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約(ワシントン条約)や北西太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画(NOWPAP)と

も密接に連携し、財務や人事管理等の業務も支援している。

- ・ UNEPは、国を超えた地域・国際レベルでの合意形成プロセスへの支援や政策援助、プロジェクト実施基盤の構築に携わっている。UNEPアジア太平洋事務所は、長年にわたるアジア地域における活動により、アジア各国の政府、民間(NGO等)とも良好な人的・組織的ネットワークを有しており、資金面を含めて適切に管理することが可能である。同事務所は、中央政府や地方政府に対して効果的な環境行政・政策の立案・実施のアドバイスや支援、住民参加型プロジェクトの環境対策の発案・実施においては、国際的にも高い信頼と評価を得ている。アジア太平洋地域に特化した対策やプログラム実施は、東南アジアを含め、同地域の発展への貢献を重要視する日本政府の方針とも合致している。
- ・ また、UNEPは人道と開発に関する取組との連携促進の観点から、紛争影響国における復興支援活動を実施しており、人道支援に環境問題予防の技術を取り入れている。その一例に外務省が拠出している南スーダン及びイラクにおける補正予算事業において、「人間の安全保障」の実現に貢献している。
- ・ 1-4で記述のとおり、日本関係者との連携も進めており、日本企業の技術展開、研究機関による専門性の活用等環境や社会の持続可能性を積極的に考慮しつつ日本経済全体の底上げや国際的な競争力の維持をめざす、日本の重要政策とも合致する活動を実施。
- ・ 上記のとおり、日本がイニシアティブを発揮している分野において国際協力を促進し、日本国内外での民間企業、学术界、NGO等との連携を可能にするUNEPの貢献は大きく、日本が地球環境問題の解決に向けた取組を推進していく上で重要な役割を果たしている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

- ・ UNEP は、地球環境課題を設定する主導的な機関であり、国連システム内で持続可能な開発の環境的側面において統合的な実施を促進し、地球環境にかかる権威ある啓発活動を行っている。UNEP の使命は、将来世代の人々の生活の質を犠牲にすることなく、国や人々が生活の質を向上させるよう鼓舞し、情報を与え、そしてそれを可能にさせるためにリーダーシップを発揮し、パートナーシップを促進することにある。
- ・ UNEP の活動は、中期戦略と作業計画に沿って実施される。中期戦略(2018-2021 年)では、2030 年に向けたビジョンとして、「環境リスクを減らし、社会と環境のレジリエンスを強化すること」を掲げ、活動の重点分野として、①気候変動、②災害と紛争へのレジリエンス、③健康かつ生産的な生態系、④環境ガバナンス、⑤化学物質及び廃棄物と空気の質、⑥資源効率性、⑦環境レビュー7分野を挙げている。
- ・ 作業計画(2020-2021 年)では、各分野にて事業目標及び期待される成果、パフォーマンスの評価指標及び目標値、関連する SDGs の指標が定められており、達成状況をプログラム成果報告書として定期的にまとめ、常駐代表委員会に提出している。
- ・ UNEP の目標は、持続可能な開発目標(SDGs)のうち「3. 保健」、「6. 水・衛生」、「7. エネルギー」、「13. 気候変動」、「14. 海洋資源」、「15. 陸上資源」、「17.実施手段」等に密接に関係するが、それ以外の目標にも分野横断的に関連しており、UNEP の活動は SDGs の達成に向けた活動を幅広くカバーしている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

- ・ UNEP は加盟国が抱える様々な環境問題に対処するため、行動やベストプラクティスの促進、政府や市民社会、企業を巻き込んだ取組を促進している。
- ・ プログラム成果報告書によれば、2019 年は、UNEP の作業計画(2018-2019 年)の分野毎の達成度は、以下のとおり(①105%、②120%、③122%、④155%、⑤190%、⑥228%、⑦190%)。全分野において達成度が

100%を超えており、特に日本が連携に力を入れている⑤及び⑥は目標を大幅に超えている。(なお、2020年の達成度は2021年9月頃発表予定。)

- ・ 7分野の分野毎の主な成果は以下のとおり。
- ・ ①: 排出ギャップ報告書(2019・2020)出版。国家に対する適応アプローチ支援及び組織的枠組み強化(14か国)。クリーンエネルギー等の関連戦略及び政策支援(13か国)。
- ・ ②: 開発協力枠組みに於ける自然災害リスク低減及び気候変動適応に関するガイダンス作成。同分野におけるオンライン講座の開発(180か国、約1万人が参加)。
- ・ ③: 海洋及び陸上生態系のモニタリング及び生態系の生産性維持に向けた取組を支援(21か国・1地域)。経済評価を通じた生態系の理解向上事業(20か国)。陸上生態系の管理に向けたセクター間連携強化のための枠組み強化(41か国・4地域)
- ・ ④: 国際合意された環境目標を実施するための技術支援及び環境法策定支援(33か国)。地域毎の閣僚会合の開催。13の多国間環境条約との協力及び調整、国連システム全体としての取組強化支援。
- ・ ⑤: 水俣条約批准国の拡大(10か国)。モントリオール議定書キガリ改正の受諾、批准国の拡大(20か国)。空気の質に関する政策・技術面での支援(6か国)。
- ・ ⑥: 循環型経済への以降に関するアセスメント支援(12都市)。新型コロナからの復興支援(20か国)。持続可能性の促進に向けた取組(158公的機関及び企業)。
- ・ ⑦: 地球環境概況第6版、フロンティア報告書、人獣共通感染症に関する報告書等の主要な科学的評価報告書の出版。SDGsの進捗状況についてモニタリングする世界環境状況分析室に関する取組支援。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

- ・ 日本政府は、UNEPの外国政策上の有用性に鑑み、本部の所在するナイロビで定期的開催される常駐代表委員会及び国連環境総会(UNEA)等において、中期戦略及び事業・予算計画の策定に際して日本が重視する政策の反映の働きかけを行っている。2021年2月に開催されたUNEA5では、2022-25年中期戦略、2022-23年事業・予算計画が検討され、UNEPと多国間環境条約との作業計画の整理を中心に意思決定に積極的に参加。
- ・ 日本政府は、2020年7月に開始された国際環境法の実施及び国際環境ガバナンスの強化に関する国連総会決議73/333に基づく議論に参加。UNEPが環境課題の取組に対して重要な役割を担うことを再確認した。
- ・ 環境分野での日本の外交上の優先事項や優位性を考慮した活動計画の策定を主導し、予算の執行を含む進捗状況を期中においても確認の上、最終用途が成果や効率性につながるよう適宜働きかけを行っている。
- ・ UNEPは、平成30年度・令和元年度の外務省補正予算による支援を受け、以下の緊急課題を対応中。
 - 1: アジアにおけるプラスチックの海洋流出の動態を特定し、対策策定への貢献を目的とした事業。流出メカニズム及び優先対策箇所特定に加えて地域関係者のネットワークを構築・強化。後期事業ではプラ汚染が深刻なアジア河川の汚染削減と防止に向けて支援範囲を拡大し、科学的知見蓄積と政策提言を実施。
 - 2: イラク・キルクーク県における紛争廃棄物の処理と再利用の取組を通じて、帰還民の生活を支援することを目的とした事業。帰還民による瓦礫を回収及び紛争廃棄物処分場の建設及び改善に係るガイドラインを作成。
 - 3: 南スーダンにおける国内避難民を含む農家等による気候変動による自然災害へのレジリエンスの構築事業。コミュニティが科学的知識を利用して災害に繋がる自然現象を予測し、生活への影響の軽減につなげている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要		
3-1 (1) 会計年度	1月から12月	
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年8月 (日本の2018年度分) ・ 2020年8月 (日本の2019年度分) 	
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由		
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021年9月頃(日本の2020年度分)	
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点		
<ul style="list-style-type: none"> ・ UNEP の会計システムは国際公会計基準に準拠しており、その会計活動は国連の規約に基づき、監査は国連会計検査委員会(BOA)により UNEP 全体を対象として行われている。 ・ 直近の決算報告書は、それぞれの対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は先方の環境基金に充当されており、外務省及び環境省の拠出分が計上されている。 ・ 2018-2020 年の環境基金の予算及び支出は以下のとおり(単位:万米ドル)。なお、2020 年度決算報告書は上記の通り 2021 年9月頃に発行予定のため、2020 年分の支出額は暫定情報である。 		
	予算	支出
2018	7,033	6,366
2019	7,000	6,989
2020	7,800	6,993
<ul style="list-style-type: none"> ・ BOA からの報告によると、<u>UNEP の財務記録には重大な誤り、欠落、または虚偽の記載などは確認されなかった。</u> 		
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)		
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ UNEP は、継続して組織・行財政マネジメントの改善に取り組んでいる。また、2020 年には環境基金への拠出要請に積極的に取り組み、当初目標額を上回る拠出を受領した。コロナウイルスの影響による活動の遅れが一部発生しているが、ドナーと密に連絡を取り、契約延長等の対策を取っている。また、2019年11月から2020年12月の間にスタッフに対するアンケート調査を3回実施した結果、いずれも UNEP のマネジメントに対する信用の高さを示している。 ・ 2018年11月、国連内部監査部(OIOS)は、当時事務局長の出張旅費の過度な使用等に関する疑義につき事務局長の関与及び説明責任を果たすことの必要性等を指摘。他の幹部出張旅費の運用のルールの遵守、航空券の事前調達、事後報告の提出等の出張手続の運用面にかかる問題点が指摘された。 ・ UNEP では過去5年間に行われた OIOS 及び BOA による監査(上記 OIOS 指摘を含む。)に基づき、特に組織・財政面での管理において主に2つの課題(①旅費の管理や運用における説明責任や透明性の強化、②国連の事業情報管理システム(PIMS)及び国連の統合業務システム(Umoja)に関するプロジェクト管理システムの改善)の改善に向けて以下の取組を行っている。 ・ ①:2021年3月現在、OIOS 及び他の内部監査による旅費に関する監査の全ての勧告に対して改善に向けた措置が取られた。 		

<ul style="list-style-type: none"> ②: UNEP では、新たな Umoja システム(UE2)の立ち上げと共に、システムの PIMS への統合を進めている。これらのプロジェクト管理システムの実施及び立ち上げ作業は、国連事務局側の問題により一部遅れが生じているものの、段階を踏んで進められている。UNEP では UE2 に関して議論する作業部会を設置し、毎週会議を行い、事務機能を担う部署とプログラムを担当する部署の間でも合同作業部会を設置し、連携を強化している。UE2 の運用開始によって、UNEP のプロジェクト管理及びモニタリング面の大きな改善につながる見込み。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
<ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、UNEP 本部の所在するナイロビで定期的開催される常駐代表委員会とその関連会合、ならびに国連環境総会等や日 UNEP 政策対話等の機会を通じて、UNEP の活動の実施状況についてモニタリングを行うとともに、適宜 UNEP の中期戦略及び事業・予算計画の適切な執行を働きかけている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				<input type="checkbox"/> 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) <input checked="" type="checkbox"/> 拠出先全体	(参考) 全職員数	
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
17	16	14	15.67	16	0.33	728
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
16	14	16	15.33	17	1.67	749
備考	UNEP では、日本人 JPO を正規職員にするために、JPO の期間中、JPO の持つスキルや経験に合ったポジションに応募することを薦めている。近年、地域レベルでの UNEP の活動の規模が拡大していることから、今後、地域レベルでのスタッフの需要の増加が見込まれ、JPO がポジションを獲得する機会につながると考えられる。UNEP では、募集しているポジションに求められるスキルと経験を備えた JPO を選考の過程において積極的に考慮している。					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
2	1	2	1.67	2	0.33	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
1	2	2	1.67	2	0.33	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由